

瑞浪市学校給食費相当額給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第1条 瑞浪市（以下「市」という。）は、物価高騰対策として児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために学校給食費を無償とすることに伴い、公平性を図るため、学校給食を利用していない児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内で学校給食費相当額給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その交付については、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和7年10月1日において市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する児童生徒（平成22年4月2日から平成31年4月1日までに出生した者をいう。以下同じ。）の保護者とする。

(1) 市内の公立小中学校に在籍し、食物アレルギーその他やむを得ない理由により学校給食を利用していない児童生徒

(2) 市内の公立小中学校に在籍していない児童生徒

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支給対象としない。

(1) 公費により給食費相当額の支援を受けているとき。

(2) 対象児童生徒が実態として国外に居住しているとき。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる対象児童生徒1人につき、当該各号に定める額とする。

(1) 小学生 10,000円

(2) 中学生 11,400円

(申請)

第4条 支給対象者は、学校給食費相当額給付金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、令和7年12月26日までに市へ提出しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 市長は、申請を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を

決定し、当該申請者に文書により通知するものとする。

(支給方法)

第6条 給付金は、支給対象者が申請書で指定した口座に振り込むことにより支給するものとする。

(振込不能等の取扱い)

第7条 申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給した給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定により支給した給付金に係る第8条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。